

| | |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 4年(令和8年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(令和8年3月31日まで) |

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)

庁内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丁教厚発第111号
令和3年4月22日
警察庁長官官房教養厚生課長

地方公共団体における条例の制定等に資する協力の推進について(通達)

第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)では、警察において、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行うこととされた(施策番号166)。

これを踏まえ、警察庁犯罪被害者支援基本計画(令和3年3月31日付け警察庁乙官発第9号ほか)にも当該取組が盛り込まれているところ、各都道府県警察においては、下記のとおり、地方公共団体における条例の制定等に資する協力を推進されたい。

記

1 趣旨

警察において、地方公共団体その他の関係機関及び民間の団体等と連携し、犯罪被害者等施策に関する取組を一層充実・強化していくためには、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定や計画・指針の策定が促進されることが望ましいことから、地方公共団体における条例の制定や計画・指針の策定等に協力するものである。

2 取組事項

(1) いまだ犯罪被害者等支援を目的とした条例等が制定されていない府県においては、被害者支援連絡協議会等の場を活用して警察本部長自らが働きかけるなどにより、条例等の制定に向けた積極的な働きかけを行うこと。

また、条例の制定に係る検討が行われる際には、犯罪被害者等支援のための実効的な事項が盛り込まれるよう、当該検討に参画し、警察が把握している犯罪被害者等が必要とする支援等の情報を提供するなど、その検討に資する協力を行うこと。

(2) 既に犯罪被害者等支援を目的とした条例等が制定されている都道府県において、当該条例等の施行状況の検証及び評価等が行われる際には、当該検証等に参画し、条例施行後において警察が把握している犯罪被害者等が必要とする支援等の情報を提供するなど、その検証等に資する協力を行うこと。

(3) 政令指定都市及び市区町村においても犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定又は施行状況の検証及び評価等(以下「条例等の制定等」という。)が促進され

ることが望ましいため、警視庁及び道府県警察本部のみならず、警察署等においても、条例等の制定等に警察署長等が積極的に参画するなどにより、上記(1)及び(2)の取組の推進に努めること。

3 留意事項

- (1) 上記2の取組の推進に当たっては、犯罪被害者等が必要とする支援等の情報を適切に把握するとともに、当該情報を地方公共団体に提供するため、各都道府県の犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力を努めること。
- (2) 制定された犯罪被害者等支援を目的とした条例等については、警察職員への周知を徹底するとともに、犯罪被害者等への必要な情報提供に努めること。
- (3) 犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例等の情報について、別途、提供することとするので、当該情報も活用されたい。